

問1 近代民主政治における「法の支配」の仕組みについて、国民が選んだ代表者で構成される議会在法を制定し、その法が政府による権力の行使を制限するという関係が成り立っています。この仕組みが目指している最も重要な目的として適切なものはどれですか。（2021年 岩手県公立入試 類似）

- | | | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|--|---------------------------------------|
| 1. 国民の権利が不当に侵害されないよう、政治権力による支配を抑制すること | 2. 政府が国民の行動を一方向的に管理し、社会の秩序を効率的に維持すること | 3. 行政機関が法律の内容を事態に応じて自由に変更し、強力なリーダーシップを発揮すること | 4. 法の内容に関わらず、国民が常に政府の決定に絶対的に従う状態を作ること |
|---------------------------------------|---------------------------------------|--|---------------------------------------|

問2 日本国憲法第96条に定められている憲法改正の手続きにおいて、国会が改正案を国民に提示する「発議」を行うために必要な条件と、その後の国民投票で承認されるための条件の組み合わせとして正しいものはどれですか。（2019年 沖縄公立入試 類似）

- | | | | |
|---|--|---|--|
| 1. 各議院の総議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票で過半数の賛成を得る | 2. 各議院の出席議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票で過半数の賛成を得る | 3. 各議院の総議員の過半数の賛成で発議し、国民投票で3分の2以上の賛成を得る | 4. 各議院の総議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票で3分の2以上の賛成を得る |
|---|--|---|--|

問3 日本国憲法の改正手続きが、通常の法律の制定や改正の手続きに比べて厳格に設定されている理由と、その仕組みについて述べた説明として最も適切なものはどれですか。（2018年 群馬県公立入試 類似）

- | | | | |
|--|---|---|---|
| 1. 憲法は国の最高法規であり、時の政権や一時的な多数派の判断によって容易に変更されないようにするため、各議院の総議員の3分の2以上の賛成を要件としている。 | 2. 国民の基本的な人権をより迅速に守るため、衆議院で3分の2以上の賛成があれば、参議院の議決や国民投票を経ずに改正できるようにしている。 | 3. 予算の審議と同様に衆議院の優越を認めることで、政治的な停滞を防ぎ、各議院の総議員の3分の1以上の賛成で発議できるようにしている。 | 4. 地方自治の特別法と同様の仕組みをとり、特定の地域住民の過半数の同意があれば、国会の発議なしに憲法を改正できるようにしている。 |
|--|---|---|---|

問4 生徒会が「学校の最高規則」を作る際に参考にした、明治時代の大日本帝国憲法における権利と義務のあり方について述べたものとして、正しいものはどれか。当時の社会状況を踏まえて答えなさい。（2019年 神奈川県公立入試 類似）

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1. 国民は「臣民」と呼ばれ、法律の範囲内においてのみ、言論や結社などの自由が認められていた。 | 2. 国民の基本的な人権は、侵すことのできない永久の権利として、いかなる場合も法律より優先して保障されていた。 | 3. 人種、信条、性別などによる差別は一切禁じられ、すべての人に法の下での平等が完全に確立されていた。 | 4. 天皇の権限を制限するために、三権分立が徹底され、司法権が内閣や軍部から完全に独立して運用されていた。 |
|---|---|---|---|

問5 日本国憲法の前文では「主権が国民に存する」と宣言されています。この原理に基づき、国民が政治に参加する仕組みについて正しく述べたものはどれですか。（2019年 福島県公立入試 類似）

- | | | | |
|---|--|---------------------------------------|---|
| 1. 国民は選挙を通じて自らの代表者を選び、その代表者を通じて間接的に主権を行使する。 | 2. 国民はすべての法律案について直接投票を行い、過半数の賛成がなければ成立しない。 | 3. 国民は内閣総理大臣を直接投票で選び、行政の全権限を一人に集中させる。 | 4. 国民は裁判所の判決に対して常に異議を申し立て、国民投票で判決を覆すことができる。 |
|---|--|---------------------------------------|---|

問6 日本国憲法において、天皇が行う国事行為にはどのような性質があるか、最も適切な説明を選びなさい。（2020年 和歌山公立入試 類似）

- | | | | |
|---------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 1. 内閣の助言と承認を必要とする、形式的・儀礼的な行為である | 2. 国政に関する権限を持ち、自らの判断で条約を締結する行為である | 3. 国会の指名に基づき、最高裁判所長官を指名する行為である | 4. 弾劾裁判所を設置し、裁判官を罷免する権限を持つ行為である |
|---------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|

問7 日本国憲法の前文には、主権者である国民が政治を行う仕組みについて記されています。国民が自らの意思を国政に反映させるために、どのような人々を通じて行動すると定められていますか。その名称として正しいものを選びなさい。（2016年 長野県公立入試 類似）

- | | | | |
|----------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------|
| 1. 正当に選挙された国会における代表者 | 2. 国民投票によって直接指名された内閣総理大臣 | 3. 各都道府県の知事によって構成される評議会 | 4. 天皇によって任命された国務大臣 |
|----------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------|

答え合わせ・解説

問1	答え 1 国民の権利が不当に侵害されないよう、政治権力による支配を抑制すること	法の支配は、政治権力の行使を法によって拘束し、権力の濫用を防ぐことで国民の基本的人権を守ることを目的としています。これは、単に政府が法律を使って国民を縛る「法による支配」とは異なり、権力そのものが法に従わなければならないという原理です。国民の意思を反映する議会が法を作り、その法が政府（権力）を制限するという構造がその根幹にあります。
問2	答え 1 各議院の総議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票で過半数の賛成を得る	憲法改正には、通常の法律の制定よりも厳しい条件が課されています。まず国会の各議院において、単なる「出席議員」ではなく「総議員」の3分の2以上の賛成によって改正案が発議されます。その後、主権者である国民による国民投票が行われ、そこでの有効投票の過半数の賛成を得ることで、憲法改正が承認される仕組みとなっています。
問3	答え 1 憲法は国の最高法規であり、時の政権や一時的な多数派の判断によって容易に変更されないようにするため、各議院の総議員の3分の2以上の賛成を要件としている。	憲法は国家権力を制限し、国民の権利を保障する最高法規です。そのため、通常の法律（原則として出席議員の過半数で成立）よりも改正が難しい「硬性憲法」としての性質を持っています。国会の発議に「総議員の3分の2以上」という高いハードルを課しているのは、幅広い合意形成を求めることで、慎重な議論を促し、民主主義の根本である憲法の安定性を維持するためです。また、最終的な決定権を主権者である国民の投票に委ねている点も重要です。
問4	答え 1 国民は「臣民」と呼ばれ、法律の範囲内においてのみ、言論や結社などの自由が認められていた。	大日本帝国憲法において、国民は天皇に従う「臣民」と位置づけられていました。言論、出版、集会、結社といった自由や権利は認められていたものの、それはあくまで「法律の範囲内」という条件付きのものでした。つまり、法律によってその権利を制限することが可能であったという点が、現在の日本国憲法との決定的な違いです。また、主権者は天皇であり、帝国議会は天皇の立法権を助ける「協賛」という形をとっていました。
問5	答え 1 国民は選挙を通じて自らの代表者を選び、その代表者を通じて間接的に主権を行使する。	日本国憲法は、国民が選んだ代表者を通じて政治を行う「間接民主制（代表制）」を基本としています。国民主権とは、国民が常に直接すべての決定を下すわけではなく、選挙という手段などを通じて、最終的に「国の政治をどのように進めるか」を決定する力を保持していることを指します。
問6	答え 1 内閣の助言と承認を必要とする、形式的・儀礼的な行為である	天皇は日本国および日本国民統合の象徴であり、国政に関する権限を有しません。そのため、憲法に定められた国事行為を行う際には、常に内閣の助言と承認が必要であり、その責任は内閣が負うことになっています。弾劾裁判所の設置は国会の権限であり、天皇の国事行為には含まれません。
問7	答え 1 正当に選挙された国会における代表者	日本国憲法は、国民が直接政治上の決定を行う「直接民主制」ではなく、選挙によって選ばれた代理人が政治を行う「間接民主制（代表制）」を原則としています。憲法前文には「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と記されており、民主政治の基本姿勢が示されています。